

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）	1
○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）	2
○電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）（抄）	4
○石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（抄）	5
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	5
○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）（抄）	6

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）

（登録安全管理審査機関の登録等の有効期間）

第四十一条 法第七十条第一項（法第九十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（権限の委任）

第四十六条（略）

2（略）

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十九号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二（略）	（略）
十三 法第四十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（一）（五）（略）	
（六） 蓄電用の電気工作物（専ら電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第十六号（六）において同じ。）に関するもの	
（七）（十一）（略）	
十四（三十一）（略）	
三十二 法第六十六条第十三項及び第七十条第十項の規定に基づく権限（法第一百四十一条の規定により委員会に委任されたものを除く。）	（略）
三十三（三十九）（略）	（略）

4（略）

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

第三十八条（略）

2（略）

3 この法律において「小規模事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをいう。ただし、第一項ただし書に規定するものを除く。

一・二（略）

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

一～五（略）

（技術基準適合命令）

第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

（小規模事業用電気工作物を設置する者の届出）

第四十六条 小規模事業用電気工作物を設置する者は、当該小規模事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 前項の事項を変更したとき。

二 前項の規定による届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなつたとき。

三 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

（登録の更新）

第七十条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2（略）

（準用）

第八十条の六 第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号及び第八十条第一項中「第七十八条」とあるのは「第八十条の五」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十条の二及び第八十条の三の規定並びに第八十条の六において準用する第六十八条の規定」と、第七十一条の見出し及び第八十条第二項中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と、第七十一条及び第七十七条中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査を」と、第七十一条第三項中「第六十九条第一項第二号」とあるのは「第八十条の三第一項第一号」と、第七十二条中「第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は安全管理審査を行う事業所の所在地」と、第七十四条、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十条第一項中「適合性確認の」とあるのは「安全管理審査の」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「使用前自主検査又は定期自主検査を行う電気工作物を設置する者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第八十条の三第一項各号」と、第八十条の見出し中「適合性確認業務」とあるのは「安全管理審査業務」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十六条 第六十八条、第七十条、第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号中「第七十八条」とあるのは「第九十五条」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十九条及び第九十条の規定並びに第九十六条において準用する第六十八条の規定」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「登録調査機関が調査業務を行う一般用電気工作物の所有者又は占有者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第九十条第一項各号」と、第七十九条第一項中「適合性確認の業務」とあるのは「調査業務」と読み替えるものとする。

(特定計量の届出等)

第一百三條の二 電力の取引又は証明（計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。）における法定計量単位（同法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。）による計量（同法第二条第一項に規定する計量をいう。）であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下この条、第百十一条第四項及び第百十七条の六において「特定計量」という。）をする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときは、同様とする。

一 六 (略)

二 四 (略)

(報告の徴収)

第百六条 (略)

2～12 (略)

13 経済産業大臣は、第三百三条の二の規定の施行に必要な限度において、届出者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第七七条 (略)

2～9 (略)

10 経済産業大臣は、第三百三条の二の規定の施行に必要な限度において、その職員に、届出者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11～18 (略)

(権限の委任)

第一百四十四条 経済産業大臣は、第六六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第七七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第六六条第四項及び第五項並びに第七七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5・6 (略)

○電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）（抄）

(筆記試験)

第八条 筆記試験は、次の表の上欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について行う。

試験の種類	科目
第一種電気	一～八 (略)
工事士試験	九 一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令

第二種電気 工事士試験	一～四 (略) 五 一般用電気工作物の検査方法 六 (略) 七 一般用電気工作物の保安に関する法令
----------------	------------------------------------------------------------

2 (略)

(報告の徴収)

第十二条 法第九条第一項の規定により都道府県知事が報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 電気工事により設置し、又は変更した一般用電気工作物又は自家用電気工作物について実施した検査の方法及びその結果

○石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（抄）

(第二種事業所の指定の基準)

第三条 (略)

2 前項前段の場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する同項各号に掲げる物質の数量は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ当該事業所に係る当該各号に定める数量とするものとし、第四号から第六号までに掲げる物質にあつては、船舶又は車両により貯蔵し、取り扱い、又は処理する数量を除くものとする。

一～四 (略)

五 高圧ガス以外の可燃性ガス ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者に係る同項第十八号に規定する電気工作物（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第二項に規定する電気工作物に限る。）若しくは同法第四十七条第一項の認可に係る同法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物（同令第二条第二項に規定する電気工作物に限る。）において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する高圧ガス以外の可燃性ガスの温度零度、圧力零パスカルの状態における容積の合計

六 (略)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

(危険物質等)

第二十八条 法第百三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める物質は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

九 電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)

十・十一 (略)

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)(抄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第四条の規定(電気事業法目次の改正規定(「第五款 承継(第五十五条の二)」を「第五款 承継(第五十五条の二)」を第六款 認定高度保安実施設置者(第五十五条の三

―第五十五条の十三)―に改める部分に限る。)、同法第三章第二節に一款を加える改正規定、同法第百五条の次に一条を加える改正規定、

同法第百十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定(同項第四号の二に係る部分に限る。)、同法第百二十条第一号の改正規定(「第五十一条の二第三項」の下に「第五十五条の七」を加える部分に限る。)、同条第五号の改正規定及び同条第八号の次に一号を加える改正規定を除く。)並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 (略)

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)において現に小規模事業用電気工作物(第四条の規定による改正後の電気事業法(以下この条及び次条において「新電気事業法」という。))第三十八条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をい

う。第五項において同じ。）であつて経済産業省令で定めるものを設置し、その使用を開始している者は、経済産業省令で定めるところにより、第三号施行日から起算して六月を経過する日までに、新電気事業法第四十六条第一項に規定する事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

255 (略)

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。